

## チリの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

チリ共和国（スペイン語では「República de Chile」。英語では「Republic of Chile」。以下「チリ」という）は、南米大陸南西部の太平洋岸に位置し、アンデス山脈の西側に沿って南北約 4,300 キロメートルにわたる細長い共和国である。北部には亜熱帯の乾燥した砂漠が、中部には温帯性の農牧草地帯が、そして、南部には寒冷な森林地帯が広がっている。モアイ像で有名なイースター島（スペイン語では「Isla de Pascua」（パスクア島））等、島嶼も多い。チリは、南極の一部にも領有権を主張している。

最初にチリに到達したヨーロッパ人は、ポルトガルのマゼランであった（マゼランは、1520年、マゼラン海峡に到達した）。1533年にスペインのフランシスコ＝ピサロが北部のインカ帝国を征服した後、ピサロの命を受けたペドロ＝デ＝バルディビアが南下し、1541年にはサンティアゴ市を建設して植民地化を推し進めた。その後、チリ軍がスペイン軍に勝利し、1818年にチリは独立を宣言した<sup>2</sup>。

1879年以降、北部のアタカマ砂漠の硝石<sup>3</sup>鉱山をめぐる、ペルー及びボリビアとの「太平洋戦争」（スペイン語では「Guerra del Pacífico」）が勃発した。その結果、戦争に勝利したチリが、ペルー及びボリビアから一部の領土を獲得した。現在でも、チリとボリビアの間では、国交がない。

チリでは、1932年以降は民主的政権交代が続いていた。1970年にはサルバドール・アジェンデの社会主義政権が成立し、主要産業の国有化、銅山の接収等が行われたが、チリは経済危機に陥った。その結果、1973年9月11日のクーデターにより、アウグスト・ピノチェトの軍事独裁政権が発足した。軍事独裁政権の下では、反政府勢力や一般市民に対する厳しい弾圧が行われた。アジェンデからピノチェトに続く時代における死者・行方不明者数は3,000人以上、拷問等による被害者数は40,000人以上、国外に亡命を強いられた者は100万人以上といわれている。その後、1990年に民政移管が実現し、エイルウィンが大統領に就任した。

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるチリの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017年版』（二宮書店、2017年）446～447頁等を参照した。

<sup>3</sup> 硝石は、火薬及び肥料の原料となることから、極めて重要な鉱物とされていた。

チリは、銅及びリチウムの産出量では、世界有数の規模を誇っている。また、ワイン等の農産物や水産物の輸出に力を入れており、多くの国との間で自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）を締結し、自由貿易を推進する外交政策を進めている。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）も、2016年2月4日に署名した。

また、チリは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ<sup>4</sup>の6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

チリの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。チリは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、チリの法制度は多くの点で、スペインの法制度<sup>5</sup>の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。

日本企業のチリ進出が増加するに伴い、日本企業がチリにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、チリの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、チリの法制度の概要を紹介することとした。

## II 憲法

### 1 総説

現在のチリ憲法は、ピノチェトを最高権力者とする軍事独裁政権下に制定された1980年憲法<sup>6</sup>にその後の改正が加えられたものである。即ち、チリの1980年憲法は、1989年、1991年、1994年、1997年、1999年、2000年、2001年、2003年、2005年、2007年、2008年、2009年、2010年というように、かなり頻繁に改正されている。現在のチリ憲法は、全129か条からなる（経過規定を除く）。

チリの1980年憲法は、ピノチェトのクーデター後に制定されたものであり、ピノチェトの軍事独裁を可能にするため、大統領に強大な権限を認めるものであった。しかし、民政移管後は、大統領の権限はある程度縮小された。

<sup>4</sup> 但し、2017年8月、メルコスールは、ベネズエラを無期限の資格停止処分とした。

<sup>5</sup> スペインの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」(『国際商事法務 Vol.41, No.1』(国際商事法研究所、2013年)所収)を参照されたい。

<sup>6</sup> 1980年憲法の日本語訳として、大阪経済法科大学比較憲法研究会編訳『チリ共和国憲法1980年』(大阪経済法科大学法学研究所、1987年)がある。本稿の執筆にあたって、同書の訳を主に参考にした。

チリ憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>7</sup>。

表 1：チリ憲法の体系（2015 年までの改正を反映）

第 1 章 基本原則		第 1 条～第 9 条
第 2 章 国籍及び市民権		第 10 条～第 18 条
第 3 章 憲法上の権利及び義務		第 19 条～第 23 条
第 4 章 行政府	共和国大統領	第 24 条～第 32 条
	国務大臣	第 33 条～第 37 条の 2
	行政の一般原則	第 38 条
	例外事態	第 39 条～第 45 条
第 5 章 国民議会		第 46 条
	下院及び上院の構成及び創設	第 47 条～第 51 条
	下院の排他的権限	第 52 条
	上院の排他的権限	第 53 条
	議会の排他的権限	第 54 条
	議会の機能	第 55 条～第 56 条の 2
	下院議員及び上院議員の共通規範	第 57 条～第 62 条
	法律事項	第 63 条～第 64 条
法律の制定	第 65 条～第 75 条	
第 6 章 司法府		第 76 条～第 82 条
第 7 章 公共大臣		第 83 条～第 91 条
第 8 章 憲法裁判所		第 92 条～第 94 条
第 9 章 選挙庁及び選挙裁判所		第 94 条の 2～第 97 条
第 10 章 共和国会計検査院		第 98 条～第 100 条
第 11 章 軍隊、秩序維持及び公安		第 101 条～第 105 条
第 12 章 国家安全評議会		第 106 条～第 107 条
第 13 章 中央銀行		第 108 条～第 109 条

<sup>7</sup> チリ憲法の英語訳（2015 年までの改正を反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Chile\\_2015.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Chile_2015.pdf?lang=en)

第 14 章 地方の政府及び行政		第 110 条
	州の政府及び行政	第 111 条～第 115 条
	県の政府及び行政	第 116 条～第 117 条
	市町村の政府及び行政	第 118 条～第 122 条
	一般条項	第 123 条～第 126 条
	特別条項	第 126 条の 2
第 15 章 憲法改正		第 127 条～第 129 条
経過規定		第 1 条～第 27 条

## 2 統治機構

チリは、大統領を元首とする共和制国家であり、三権分立及び議会制民主主義を採用している。

### (1) 行政府

チリの大統領は、行政府の長として、行政権を行使する。35 歳以上でチリ国籍を有すること等の要件を満たす者のみが、大統領候補者となることができる。大統領は、国民の直接投票により選出される。大統領の任期は 4 年であり、再選は禁止されている。

大統領の権限としては、①法律の制定に関与・裁可し、法律を公布すること、②議会の臨時会を招集すること、③議会の事前の権限授与に基づき、憲法が規定する事項について法律の効力を有する政令を制定すること、④憲法が規定する要件と方式に従って、憲法の例外事態を宣言すること、⑤法律事項ではない全ての事項について法規上の権限を行使すること、⑥国務大臣、次官、州知事及び県知事を自己の意思により任命及び罷免すること、⑦大使、公使及び国際機関への代表を指名すること、⑧上院の同意を得て、共和国会計検査院長を任命すること、⑨最高裁判所及び控訴裁判所の推薦に基づき、控訴裁判所の治安判事及び判事等を任命すること等がある。

国務大臣は、国家の統治及び行政における、大統領の直接かつ直属の協力者である。21 歳以上でチリ国籍を有すること等の要件を満たす者のみが、国務大臣となることができる。

### (2) 立法府

チリの立法府たる議会は、下院と上院で構成される両院制が採用されている。議会は、もともとは首都サンティアゴにあったが、1990 年、港湾都市バルパライソに移転した。

下院議員の任期は 4 年である。下院議員の候補者は 21 歳以上であることを要する。定数は、憲法組織法により決定される。上院議員の任期は 8 年であり、4 年ごとに半数ずつ改選される。上院議員の候補者は 35 歳以上であることを要する。国務大臣、州知事、県知事、判事等は、下院議員及び上院議員を兼任することはできない。

法律事項は、①憲法により、憲法組織法の対象とされる事項、②法律で規制されることを憲法が要求している事項、③民事、商事、訴訟、刑事その他、法典化の対象である事項、④労働、労働組合、保険、社会保障の制度に関する基礎的事項等に限られる。

下院と上院により可決された法律案は、大統領に送付される。大統領は、これを承認した後、法律として公布する。

### (3) 司法府

民事及び刑事上の事件を審理し、判決を下し、執行する権能は、法律に基づき設置された裁判所に独占的に帰属する。大統領及び議会は、いかなる場合においても、司法権を行使し、係属中の事件を移送し、判決の理由及び内容を調査し、終結した事件を再開させることはできない。

チリの司法府の最高機関は、最高裁判所である。最高裁判所は、チリ国内の全ての司法裁判所に対し、指導・懲戒・財政に関する監督権を有する。

憲法判断は、憲法裁判所が行う。憲法裁判所の裁判官は、大統領が3名、議会が4名、最高裁判所が3名を、それぞれ選任する。憲法裁判所の裁判官の任期は9年であり、3年ごとに分けて改選を行う。憲法裁判所の権限は、①公布前の憲法組織法の合憲性審査、②最高裁判所、控訴裁判所及び選挙裁判所の命令の合憲性を処理すること、③法律案又は憲法改正案の審理及び条約の批准の過程で生じた憲法上の問題を処理すること等である<sup>8</sup>。憲法裁判所の判断に対しては、いかなる上訴も認められない。

## 3 人権

チリ憲法の「第3章 憲法上の権利及び義務」(第19条～第23条)には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、チリ憲法においても、同様に保障されている。

チリ憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①「汚染されていない環境で生活する権利」が明文で保障されている。また、当該権利が侵害されないようにし、自然保護を促進することは、国家の義務であるとされている。さらに、法律は、環境保護のために、権利及び自由の行使に対し特別な規制を設定することができる(19条8項)。

②国家は、健康の増進、保障、回復及びリハビリテーションのための施策に対し、個人が自由かつ平等に利用することを保障することが規定されている(19条9項)。

③マスコミによって攻撃又は誹謗された個人又は法人は、当該マスコミを通じて、自己の

<sup>8</sup> 最近の事例としては、チリの憲法裁判所が2017年8月21日に下した決定が挙げられる。従来、チリでは、人口妊娠中絶が全面的に禁止されていたが、一定の場合(①強姦による妊娠の場合、②母親の生命が危険にさらされる場合、③胎児が胎内で生き延びることができない場合)には人口妊娠中絶が認められることとするものである。



声明文又は訂正文を無償で公表する権利を有することが規定されている（19条12項）。

④政治的多元主義は保障されることが規定されている。しかし、民主主義及び憲法的規律の基本原則を尊重せず、全体主義システムを導入しようとしたり、政治活動に暴力等を用いたりすることは、憲法裁判所により違憲であると宣告される（19条15項）。

⑤国家が、鉱床に対する絶対的・排他的・不可譲・無期限の権利を有すること等が明文で規定されている（19条24項）。

⑥著作権及び産業財産権の保障が明文で規定されている（19条25項）。

⑦チリ国民の祖国防衛義務及び兵役義務等が明文で規定されている（22条）。

### Ⅲ 民法

チリ民法典（1855年12月14日制定、1857年1月1日施行）は、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで約160年にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。旧宗主国スペインの法律だけでなく、フランスの1804年民法典等の影響を受けて早くも1855年に制定されたチリ民法典は、ラテンアメリカで制定された民法典として先駆的なものであった。旧宗主国スペインの民法典編纂作業が遅れていたこともあって、チリ民法典は、エクアドルの1860年民法典、エルサルバドルの1859年民法典、ベネズエラの1862年民法典、ニカラグアの1867年民法典、ホンジュラスの1880年民法典、コロンビアの1871年民法典及びその他の中米諸国の民法典に大きな影響を与えたと言われている<sup>9</sup>。

チリ民法典の主な体系は、「序章」、「第1編 人について」、「第2編 物について、その所有権、占有権、使用権及び利益」、「第3編 相続及び贈与について」、「第4編 債務一般及び契約について」、「終章 本法典の発効について」という構成となっている<sup>10</sup>。各編の概要は、以下のとおりである。

「序章」（第1条～第53条）<sup>11</sup>では、法律に関する一般的な事項（法律の成立、法律の効力、法律の解釈、頻出する法律用語の定義、法律の廃止）が規定されている。例えば、①慣習は、法律がそれを援用する場合を除き、法とはならないこと、②法律の公布は、官報への掲載によって行われ、その掲載日から、全ての者に知られたものとされ、かつ拘束力を有すること、③何れの者も、法律が発効した後は、その不知を主張することはできないこと等である。

<sup>9</sup> 中川和彦著「チリ一八五五年民法典とアンドレース・ベリョ（三完）」（『成城法学 47号』（成城大学法学会、1994年）所収）22～23頁。黒木三郎・奥山恭子著「ラテンアメリカ諸国における法および法学界の動向」（『比較法学 17巻1号』（早稲田大学比較法研究所、1983年）所収）111頁。

<sup>10</sup> 中川・前掲書2～15頁。

<sup>11</sup> 笠原俊宏・徐瑞静著「チリ共和国民法典中の人事・家事・涉外規定の邦訳（1）」（『戸籍時報 No.716』（日本加除出版、2014年）所収）に、チリ民法典の第1条から第53条の日本語訳が掲載されている。

「第1編 人について」(第54条～第564条)では、自然人の出生及び死亡、婚約・婚姻・再婚、夫婦財産制、成年、後見・保佐、法人の設立及び責任等について規定されている。この第1編は、近時、比較的多くの改正がなされた部分であり、例えば、嫡出子と非嫡出子の差別が撤廃された。

「第2編 物について、その所有権、占有権、使用权及び利益」(第565条～第950条)では、物の種類(有体物・無体物)、所有権、占有権、附合、引渡、使用収益権、回復請求権、占有訴権等が規定されている。

「第3編 相続及び贈与について」(第951条～第1436条)では、無遺言相続、遺言の作成、遺言による相続分、強制的相続分、遺言の取消・書換え、相続の開始・応諾・放棄、遺言執行人、贈与等が規定されている。

「第4編 債務一般及び契約について」(第1437条～第2524条)では、意思表示、債務の種類、債務の消滅(弁済等)、売買、交換、賃貸借、組合、委任、使用貸借、消費貸借、寄託、不法行為、保証、質、抵当権、和解、時効等が規定されている。

「終章 本法典の発効について」では、民法典の効力発生日、民法典に関連する法律の一部改正が規定されている。

#### IV 会社法

チリでは、いくつかの種類の子会社が認められているが、チリに投資しようとする外国企業は、チリに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するチリ法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

チリに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、3種類の会社がよく利用されている。即ち、①「有限責任会社」(Limitada)、②「株式会社」(S.A.)、③「簡易型株式会社」(SpA)である<sup>12</sup>。これらの会社の特徴は、表2のとおりである。

とくに「簡易型株式会社」(SpA)は、他の会社形態と比べて、1名の株主のみで設立可能であること、業務執行機関について自由度が高いこと等のメリットがあることから、外国企業がチリに子会社たる現地法人を設立する場合、近時、利用されることが多くなっている。

支店によりチリで事業を行う場合、チリ居住者を当該支店の代表者として選任する必要がある。支店は、独立した法人格を有しないため、支店の負う債務・責任は、外国企業本社が負うこととなる。

---

<sup>12</sup> チリの1981年株式会社法の日本語訳は、中川和彦著「チリ国一九八一年株式会社法(一)」(『成城法学 42号』(成城大学法学会、1993年)所収)、「チリ国一九八一年株式会社法(二完)」(『成城法学 42号』(成城大学法学会、1993年)所収)に収録されている。

**表 2：チリ法における主な会社の種類**

名称	スペイン語	特徴
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (Limitada)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。出資者は、2名以上50名以下であり、自然人か法人か、チリ国籍を有するか否か、チリ居住者であるか否かを問わない。持分の譲渡は、全ての出資者の同意による出資者間契約によってのみ変更可能。業務執行機関については、出資者間契約によって自由に決定可能。
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。株主は、2名以上であり、自然人か法人か、チリ国籍を有するか否か、チリ居住者であるか否かを問わない。株式の譲渡は、定款に別途の定めが無い限り、自由。会社の業務執行は、原則として、株主が選任した3名以上の個人で構成される取締役会によって行われる。取締役会は、会社の最高責任者たる執行役員を1名以上選任する。
簡易型株式会社	Sociedad por Acciones (SpA)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。株主は、1名以上であり、自然人か法人か、チリ国籍を有するか否か、チリ居住者であるか否かを問わない。株式の譲渡は、定款に別途の定めが無い限り、自由。業務執行機関については、定款によって自由に決定可能。

## V 民事訴訟法

チリの司法裁判所には、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所がある。最高裁判所は1か所であり、21名の裁判官から構成される。控訴裁判所は13か所ある。チリの民事訴訟制度では、「三審制」が採られている。

通常の手続きにおいては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴



することができる。近時、チリにおいては、訴訟の長期化が大きな問題となっている。なお、チリの民事訴訟では、陪審制は採用されていない。

商取引に関する紛争解決手段としては、仲裁の利用が検討されることが多い。チリは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しており、UNCITRAL モデル法に準拠した近代的な仲裁法を有している。

## VI 刑事法

チリの 1874 年刑法典は、スペインの 1848 年刑法典及びベルギーの 1867 年刑法典の強い影響の下に制定された。この 1874 年刑法典が改正を経て、現行刑法典として施行されている。

チリの刑法典の特色として、「刑の種類が多いこと」が指摘されている。即ち、①重罪に対する刑としては、死刑、無期懲役、無期禁固、重懲役、重禁固、無期居住指定、無期流刑、重国外追放、重居住指定、絶対的無期資格制限、特別無期資格制限、絶対的有資格制限、罰金がある。②軽罪に対する刑としては、軽懲役、軽禁固、軽流刑、軽国外追放、軽居住指定、資格制限、運転免許の取消・停止、罰金がある。③違警罪に対する刑としては、拘留、運転免許の取消、罰金がある。しかも、各条文において、それぞれの刑罰に、「最低段階」、「中段階」、「最高段階」というように 3 つの段階が設けられている<sup>13</sup>。

チリは、ラテンアメリカで最も犯罪発生率が少ない国であるといわれている。近時、チリの刑事手続は、職権主義から当事者主義への変更等大変革が行われている。

## VII 参考資料

以上、チリ法の概要を簡単に紹介してきたが、チリ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。これに対し、チリ法について英語で紹介・解説した文献はインターネット上で比較的多く存在する。チリ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Update: Essential Issues of the Chilean Legal System」<sup>14</sup>等が参考になる。

以上、チリの法制度の概要を簡単に紹介したが、チリの法令は、(若干の日本語訳及び英語訳はあるものの、) スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、今後のチリ市場の重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、チリの法制度の動向について

<sup>13</sup> 森下忠著「海外刑法だより (73) チリ刑法典」(『判例時報 1357 号』(判例時報社、1990 年) 所収) 30 頁。

<sup>14</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Chile1.html>

は引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.10』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第6回 チリ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。